

全国健康保険協会管掌健康保険
「生活習慣病予防健診」新規委託健診機関の募集（受付）について

全国健康保険協会静岡支部では、全国健康保険協会管掌健康保険に加入する被保険者を対象とした生活習慣病予防健診の新規委託健診機関を、以下の通り募集します。

応募を希望する健診機関については、受付期間内に静岡支部へご連絡ください。
詳細については、以下のとおりです。

【受付期間】

令和8年9月30日（水）までに静岡支部へ電話にてご連絡ください。

連絡先：全国健康保険協会 静岡支部 保健グループ TEL054-275-6601

【応募～契約までの流れ】

1. 受付期間内に、全国健康保険協会静岡支部へお電話にてご連絡ください。
2. 申請に必要な書類を一式お送りします。
3. 書類に必要な事項を記載し、添付書類を揃えて当協会支部へご提出ください。
4. 当協会支部で書類審査後、日程調整のうえ実地調査に伺います。

受付期間内に申し出のあった健診機関に対して、当協会より申請に必要な書類一式を送付いたします。健診機関は令和8年10月30日（金）までに申請書類一式を完成させ、当協会まで提出していただきます。

その後、実地調査をさせていただき、委託先健診機関の正式決定をいたします。（12月中旬頃予定）

【募集要件】

1. 当協会が定める「健診の基準」による健診が実施できること。
 2. 当協会が定める「健診実施機関の選定基準」を満たしていること。
- ※なお、「健診の基準」や「健診実施機関の選定基準」の内容については、下記のページに掲載しておりますのでご確認ください。

掲載場所：トップページ＞静岡支部メニュー＞健診・保健指導のご案内＞令和8年度生活習慣病予防健診新規委託機関の募集について

3. 個人情報保護に関する取扱いについて
 - (1) 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、個人情報取扱規定や医療情報システムの安全管理に関する方針等を策定していること。
 - (2) 委託契約後、次の内容が整備でき報告できること。

- ア. 個人情報取扱責任者及び委託業務に従事する者の名簿の提出ができること。
- イ. 個人情報取扱責任者と委託業務に従事する者との間に、委託業務の遂行上知り得た個人情報の漏えい、目的外使用等を行わない旨の非開示契約が締結できること。
- ウ. 業務を再委託（外部委託）する場合は、再委託業者との契約書の写しが提出できること。（個人情報保護に係る措置状況、再委託業者の監督等の確認）
- エ. 委託業務を遂行するにあたり、個人情報にアクセスできる者を必要最小限に特定すること。

4. 健診結果の報告について

- (1) 健診結果等を収録した健診結果 csv データ等を作成し、当協会が配布する「健診結果データ作成ツール」で内容審査を実施し、当協会の情報提供サービス（インターネット利用）を通じて報告できること。

※対応 OS、ソフトウェア

| OS (64bit) | Windows11 (24H2) | Windows11(25H2) |
|---------------|--|--|
| ソフトウェア | Microsoft Office Excel 2021 (64bit) 2024 (64bit) | Microsoft Office Excel 2021 (64bit) 2024 (64bit) |

※対応 Web ブラウザー：Microsoft Edge

5. その他

- (1) 静岡県内の健診機関であること。
- (2) 事業者健診を実施している健診機関は、当協会加入者の事業者健診データの提供に係る契約締結について、前向きに検討ができること。
- (3) 生活習慣病予防健診結果データに基づく特定保健指導実施に係る契約締結について、前向きに検討ができること。
- (4) 被扶養者（40歳以上）についても、被保険者と同様に生活習慣病予防健診の実施ができること。（令和9年度から開始）

【委託契約】

委託契約は、全国健康保険協会静岡支部長と、健診実施機関として選定した健診機関との間に全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等委託契約書に基づき締結します。

なお、委託契約期間は、契約締結日から翌年3月31日までとし、双方から契約を更新しない旨の申し出が無い場合は、年度単位で契約更新となります。

【その他】

- (1) 全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診の実施に関しては「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等実施要綱」及び「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等業務委託事務処理要領」に基づき実施します。
- (2) 上記(1)の各要綱及び要領については、令和9年度から一部変更される場合があります。
- (3) 提出された応募書類一式は、審査結果の可否に関わらず、返却致しませんのでご了承ください。
- (4) 応募にかかる書類の作成費用等はすべて提出者の負担とします。